【問い合わせ】役場総合政策課 ☎ 52-2111 (内線234)

- ●見積競争に参加する方に必要な資格 金山町に在住の方、又は町内に事務所を有し法人 登録している会社
- ●売払土地及び最低売却価格下記表のとおり
- ●見積書用紙の交付期間7月6日(月)~7月14日(火)
- ※見積書用紙は、役場総合政策課でお渡しします
- ●見積書提出期限7月15日(水)午後5時まで(必着)

●売買契約の締結

譲受人は、印紙税を負担していただきます。また、 売買契約締結後、すみやかに売買代金を納入してい ただきます。

●所有権移転、引渡しの時期等

所有権移転登記は金山町が手続きし、登記完了後 引渡しします。なお、譲受人が登記事務に必要な書 類の提出と登記諸費用(登録免許税等)を別途負担 していただきます。また、分筆登記が必要な場合は 譲受人から経費負担をお願いします。

No.	所 在	地目	地積(㎡)	最低売却価格(円)
1	中田字上中田201番9 (固定資産税評価額 256,610円)	宅地	157.43	367,000
2	金山字町浦437番18 (固定資産税評価額 3,363,330円)	宅地	421.47	4,805,000
3	金山字入田表805番 1 · 805番 2 (固定資産税評価額 105,198円)	Ш	1,367	151,000
4	金山字荒屋478番 (固定資産税評価額 2,289円)	雑種地	144	4,000
5	有屋字水尻949番1・949番2 (固定資産税評価額 1,729,111円)	宅地	963.77	2,493,000
6	金山字金山町381番1・381番2・381番2 (固定資産税評価額 1,883,126円)	宅地・畑	459.38 うち畑125㎡	2,691,000
7	有屋字地境547番12 (固定資産税評価額 537,997円)	宅地	330.06	769,000

※最低売却価格は、固定資産税評価額を0.7で割り返し算定しています 位置図及び地籍図は、役場総合政策課で確認できます